

寒川神社所蔵「^{おおふね かざ まく}大舟の飾り幕」の指定について

1 種別

有形民俗文化財

2 員数

1 点

3 所有者

寒川神社

(中央区寒川町 1 丁目 123 番地)

4 所在地

千葉市中央区亥鼻 1 丁目 6 番 1 号

(千葉市立郷土博物館内)

5 適用基準

本市の歴史上重要なもの

6 法量

幅 78 cm、全長 15.4m

7 時代

嘉永 3 年 (1850)

8 説明

千葉市地域文化財「寒川神社の御浜下り」の由来となる「千葉妙見の祭礼」の中で用いられた舟形の山車「結城舟（寒川舟）」に飾り付けられたとされる幕。緋羅紗と木綿地の袷仕立てで、幕の中央部で 2 枚を縫い合わせ、左右に九曜紋と月星紋に瑞雲、竹に虎、岩に砕ける波が、幕端には「寒川村氏子中」の文字が、切付や刺繍で表現されている。裏地には、嘉永 3 年 (1850) の制作であること、飾り幕を新調するに至った経緯、それに携わった寒川村の村方三役の姓名や由来が墨書きされている。

各図柄の表現に適した刺繍技法を採用するなど、高度な技術を駆使して制作されていること、制作年代、制作の経緯や費用捻出の方法が明らかであること、本来祭礼時の使用により経年劣化しているはずの羅紗織物がほぼ完形で伝えられていることは希少である。さらに、単に祭具というだけではなく、往時の千葉妙見の祭礼や信仰の具体的な姿を伝え、また地域の歴史とも深く結びつく大変貴重な文化財である。

参考文献：小澤清男「寒川神社に伝来する『大舟の飾り幕』について」

(千葉市立郷土博物館『研究紀要』第 6 号)



寒川神社所蔵「大舟の飾り幕」についての所見

菅根幸裕(民俗学)

寒川神社所蔵「大舟の飾り幕」は現在千葉市立郷土博物館に寄託されている。

法量は、幅 78 cm、全長 15.4m で、材質は素地が緋羅紗、裏地は木綿布である。裏地に嘉永 3 年(1850)作製の墨書があり、往時の千葉妙見の祭礼の様子を示す貴重な歴史・民俗資料である。

1. 千葉妙見祭礼および結城舟について

室町時代の中期ころ、千葉妙見宮の別当寺であった金剛授寺尊光院で編纂された『千学集』を近世に抜き書きした『千学集抜粹』には、以下の様に書かれている。

千葉御神事は大治二年丁未七月十六日始る也、七世常重御代の事也、御幸飯屋は神主八人、社家八人、乙女四人、御祭の御舟は宿中の老者の役也、供物は千葉中野十三貫ところ也、同関銭諸侍衆上げ申也、一関は飯屋の供物を神主にとらせ、一関は老者にとらせて御祭を勤め申也、結城舟は天福元年癸巳七月廿日始まる也、十二世時胤の御代の事也、御浜下りの御送りの御舟也、結城の村督に完倉出雲守と申すもの永鏡のために取立てしもの也、結城は今の寒川なり、(1)

すなわち、天福元年(1233)7月20日に、結城舟は、御浜下りの送り舟として、結城の村長の完倉出雲守という者が作成させたというものである。

一方、室町後期の作とされる『千葉妙見大縁起絵巻』には、千葉妙見の祭礼及び大舟について以下の様に書かれている。

一、千葉御神事、大治二年丁未七月十六日始ル也、常重の御世也、御幸飯屋ハ八人ノ神楽男、四人ハ乙女ノ御祭也。御舟ハ宿中老者役也、供物ハ千葉中野ト申所ヨリ出也、結城ノ御舟ハ、天福元年癸巳七月廿日ニ始ル也、時胤ノ御代也、御浜下之御送之御舟也、是も結城町人之役也 (2)

この『千葉妙見大縁起絵巻』から、やはり天福元年(1233)に御浜下りとその送り舟である「結城舟」が始まったとしている。その前の「千葉御神事」についての記述に「御舟は忠老者役也」とあり、結城舟に先行して舟を出す行事があったと思われるが、それが千葉舟であるかどうかはわからない。

近世に入り、正徳 5 年(1715)、佐倉藩に仕えた儒学者の磯部昌言は、『総葉概録』で、以下の様に記述している。

七月十六日神楽御旅所に幸し、廿日寒川に神幸、これを御浜出と言う。廿二日本祠に遷座す、この日を正祭として、千葉舟、結城舟とて、二つの舟を造り出して祭礼とす、ここでは、廿日には祭礼の為の舟を造っていたことが書かれている。

延享 3 年(1746)2月に佐倉藩に提出された「下総国千葉郡寒川村差出帳」には

一、妙見御祭礼 船壳艘

但シ 長サ三間半

横 貳間半

是ハ破損仕候節は御林ニ而前々方入用被下来候、毎年七月廿日同廿二日、当村
千葉町立合御祭礼相勤候、(4)

妙見祭礼用の船が一艘あり、その船の長さは三間半、幅は二間半であることが書かれている。そして毎年 7 月 20 日と 22 日に寒川村と千葉町が一緒になって祭礼を務めるとしている (5)。ただし、『総葉概録』の記述と異なり祭礼時に船を造るのではなく、船が常備されており、それが破損した時は、以前から御林から木を伐り出していたようである。

小澤清男氏の報告によれば、福島県相馬市中村の歓喜寺に伝来する『下総国千葉郷妙見寺大縁起絵巻』(以下『大縁起』)下巻には、千葉妙見の祭礼の様子が描写されており、そこには結城舟・千葉舟が描かれているという。紺地に金糸の刺繍がほどこされた飾り幕を船縁に付けた千葉舟を先頭に、刀を差した肩衣袴姿の者が続き、鉾を持った露払、神輿、白地の幟、馬に乗った立烏帽子の神官とその付き人、五色の笠鉾、さらには都川を挟んで結城舟(寒川船)が緋地に金糸の刺繍を入れた飾り幕を船縁に付け、町衆に引かれていく。千葉舟の上には、二羽の鶴の造り物を頭にかざして舞っている者、肩衣袴姿で囃子を奏でる者、立烏帽子に浄衣姿の者が描かれている。行列最後の結城舟にも舞装束を着た舞手が 2 人、立烏帽子に指貫姿の者、肩衣袴の役人らしき者と僧侶が描かれている。以上の様に『大縁起』には、近世の結城舟の祭礼時の姿を図示した唯一のもので、今回指定文化財候補となった飾り幕の使用例が解る点貴重である。

和田茂右衛門氏の聞き取り報告によると、この千葉舟と結城舟は幅 2 間・長さ 4 間で、すべて骨組だけ舟形に造られた荒造りで、真菰で俵様に編んだもので装い、千葉舟も真菰で装い、周囲に金襴十二段幕を張り廻し、そこには 6 個の車玉を付けたものであったという (6)。

これは、前述の『寒川町差出帳』の「長サ三間半 幅二間半」の記述とは法量が異なっており、また、『大縁起』に描かれた舟の図は決して荒造りのものに真菰で装った物には見えない、幕末から近代にかけて形態が変わったのであろうか。

2. 飾り幕について

今回指定文化財候補となる「飾り幕」についての図案および材質、仕立て、技法については、水上嘉代子先生のご報告に詳述されているので、ここでは割愛する。寸法は幅 78 cm 長さ 15.4m で、嘉永 3 年(1850)の制作であることが墨書されており、幕の最後には「寒川村氏子中」と白羅紗で切り付けられている。この幕が『大縁起』に描かれている本格的な構造の船を装ったものか、和田氏の聞き書きに伝える真菰で編まれた舟に用いられたものかは定かではないが、いずれにせよ、幕の中心部を舟の舳先に取り付け、幕の左右の舟縁を廻したものと考えられる。

この幕の裏地には由緒及び製作に携わった人々の墨書がある。これについては、小澤清男氏の報告があり、建久年間(1190~99)に千葉介常胤が作ったところの祭具(飾り幕を含んだものか)の装飾の痛みが酷く、破れてしまったので、400 戸の村民が、一日に一銭を貯えて、緋羅紗に竹と虎を刺繍した幕を作成したことが書かれている(ただし墨書部分が破れて改めて新調したものかど

うかわからない)。由緒書きの最後には「嘉永三年庚戌蘭涼癸丑日」とあり、嘉永 3 年(1850)涼月(7 月)に墨書を認めたとしているので、これが完成時と推測できる。以下奉納者名が続く、これらも小澤氏の報告に記載されているが、今回の実見で新しい箇所があったので人名等を改めて記載しておく。

寒川邑兼帯

千葉寺村

名主

金三両奉納 秋元與惣兵衛

組頭

清古善左工門

同

三賀屋平次郎

同

中嶋半四郎

同

松井金五郎

同

湯浅市兵衛

百姓代

山本卯兵衛

同

丸屋庄兵衛

同

松井七右衛門

組頭

布施重七

勸農

鈴木弥右衛門

同

奈部川彦八

同

田中吉兵衛

同

湯浅市三郎

同

仁平文次郎

新田世話人

北川清右衛門
中嶋半兵衛
大田屋安五良
日暮助五良
鈴木権兵衛
同 万吉
湯浅弥之助

新宿世話人

石川幸次郎
森川庄太
齊藤孫十
深山文兵衛
鈴木弥一郎
日暮佐五右衛門
森川嘉左衛門

向寒川世話人

楠原要助
日暮佐吉
楠原藤吉
日暮留次郎
深山彦太郎

上野世話人

奈部川安太郎
松井市太郎
深山長八

中宿世話人

松井六右衛門
鈴木久次郎
松井甚之助

下中町世話人

田谷太郎兵衛
小池治郎作
鈴木重七
今井弥七
田谷市太郎

下宿世話人

長谷川久兵衛
布施徳兵衛
伊藤巳之助
永嶋林蔵

判頭

鈴木七三郎
同 五郎吉
篠崎清五郎
楠原彦左衛門
鈴木長十
楠原半十郎
日暮新蔵
同 甚九郎
楠原藤五郎
深山傳六
同 源左衛門
田中吉兵衛
鈴木清八
伊藤嘉兵衛
松井清十郎
鈴木小十
同 清五郎
同 市兵衛
布施甚右衛門
神寄弥右衛門
松井金四郎
布施五兵衛
高田千太郎
長谷川庄八
同 弥五郎
石川清兵衛
高田八郎兵衛
石渡甚十

このように名主 1 名、組頭 6 名、百姓代 3 名と行政の村役人順になっており、村として幕の作成が行われたことがわかる。ただし、名主の秋元與惣兵衛のみ「金三両奉納」と付されており、以下には金額が付されていない。由緒墨書にある 400 名の人々が 1 日 1 錢ずつ積立てて幕を作製したと

は、秋元以外は等しく積立金を奉納したことを示すのであろうか。「下総国千葉郡寒川村差出帳」には寒川村の戸数を 337 軒とあり(7)、400 名というのは概数であることがわかる。以下の 5 名の「勸農」とは、古くは安定した土地所有を示す言葉から、いわゆる主だった者を表すと考えられる。次に村の地区毎の世話人合計 33 名が町ごとに書かれ、祭礼の範囲と氏子圏を知る事ができる。その氏子圏は新田・新宿・向寒川・寒川上町・中宿・下中町・下宿の七町であった。最後に「判頭」として 30 名が列記されている。この「判頭」とは五人組の筆頭のことである。

このように、「氏子中」としながらも、宗教的ヒエラルヒーより政治的ヒエラルヒーの序列で書かれており、寒川村としてこの幕を作製した意図がみられて民俗学的にも興味深い。

3. 文化財の取扱いについて

以上の様に嘉永 3 年(1850)の年号を持ち、村組織で作られたことが明らかであるとともに、本来祭礼時の使用により経年劣化しているはずの羅紗織物がほぼ完形で伝えられていることは重要である。よって千葉市指定文化財に相応しい資料であると考ええる。

註

- (1)『千学集抜粹』(千葉市立郷土博物館『妙見信仰調査報告書』第 2 巻 1993 年)
- (2)『紙本著色千葉見大縁起絵巻』(千葉市立郷土博物館 1995 年)
- (3)渡辺昌言『総葉概録』(佐倉市教育委員会『佐倉文庫』第 6 集 1981 年)
- (4)千葉市市場町和田家文書「下総国千葉郡寒川村差出帳」(『千葉市史 史料編 2 近世』千葉市 1977 年)
- (5)小澤清男「寒川神社に伝来する『大舟の飾り幕』について」(千葉市立郷土博物館『研究紀要』第 6 号)、今回の所見は同論文を基本に作成したものである。
- (6)和田茂右衛門『社寺よりみた千葉の歴史』(千葉市教育委員会 1984 年)
- (7)前掲註(4)「下総国千葉郡寒川村差出帳」

寒川神社所蔵「大舟の飾り幕」についての所見

水上嘉代子(日本近世染織史)

日本各地の祭礼において、神輿や山車を神とするならば、祭礼幕は神を着飾る衣装といえる。そのため祭礼幕には、国内外を問わずその時々に入手できる高級な織物や高度な染織技術を駆使して、華やかな祭礼幕が制作されてきた。その図柄の題材は、祭礼に関わる神々の思想や歴史をモチーフとして意匠化したり、吉祥・物語や故事にいたるまで様々なテーマが見られる。私たちはこの華やかな祭礼幕を見ることにより、祭礼に対してワクワクした喜びや楽しみ、さらには神聖な行事に対する信仰心が後世に引き継がれていくものと考えられる。

1. 寒川神社所蔵「大舟の飾り幕」

図柄は、鮮やかな緋羅紗地に日本の伝統的な手刺繍を主とした技法により、たなびく瑞雲に乗った月星紋・九曜紋が配される。まるで妙見菩薩が雲に乗り来迎するかのごとく、凜然と表現されている。また、弧を描くように竹が伸び、その竹林に勇ましく対峙する虎や、岩に砕ける波の様子が施されている。舳先の左右に家紋を大きく配し華やかさが演出されたデザインにより、舟形の飾り幕として作柄も優れたものである。

制作年 嘉永3年(1850)

図柄 九曜紋と月星紋、竹に虎、岩に砕ける波

寸法 幅78cm、長さ15.4m

材質 緋羅紗(表地)、木綿布(裏地)、ゴロフクレン(呉呂服連)

仕立て 緋羅紗と木綿地の袷仕立て。幕の中央部で2枚を縫い合わせ、左右で九曜紋と月星紋に瑞雲、竹に虎、岩に砕ける波を刺繍で表現し、幕端には「寒川村氏子中」の文字を切付で表している。上辺には乳や木綿布の飾り布が付けられ、幕を吊す紐がある。

刺繍技法 切付、台付繡(肉入繡・オランダ繡)、駒掛繡、相良繡、上刺

使用糸 丸金糸、丸銀糸(芯糸は木綿でZ撚り)、桂撚り糸(白や色糸の絹か。Z撚り)、撚り糸(白絹Z撚り)

2. 「飾り幕」に見える刺繍表現

本飾り幕の施工技法には、主に刺繍が用いられている。図柄となる月星紋・九曜紋や文字には切付を用い、虎や竹・笹は小さなパーツに分割して刺繍した後、台裂の羅紗に縫い付ける台付繡(肉入繡・オランダ繡)を、波濤や岩には駒掛繡を用いている。図柄に立体感や力強さ・豪華さを演出するために、台付繡では反故と綿や紙縫いなどを肉として刺繍に加える技法が多用されているのが特徴的である。また、金糸・銀糸や桂撚り糸により、それぞれのモチーフの表現目的に応じた刺繍技法が採用され、虎の顔の細部に至るまで神経が行き届いた繊細な刺繍が施されている。

柄の特徴がよく表現できるように柄の部分に一番適した縫い方を用い、また、同じ縫い方でも使用する糸の種類や太さなどを変えることにより柄の特徴を最大限に生かした刺繍に仕上がるので、

制作者の技量が重要となる。大舟の飾り幕は保存状態が良好とは言えないが、刺繍の高度な技術を示すものである。これは、神聖な行事に用いる幕であること、この行事を大切に思う信仰心の表れである。

ア. 虎

大地に四つ足でしっかり立ち、獲物を狙うかのようににらみをきかせた虎、竹にしがみつきのながら噛みつく勇ましい虎、尻尾をくねらせ全速力で走る虎、4匹の虎がそれぞれ表情豊かに刺繍されている(図1~4)。

顔の一部、背・足・尻尾は台付繡で、反故を土台として綿をたっぷり載せ、その上に丸金糸や丸銀糸を並べ、細い別糸で丁寧に留め付けてパーツを作成、このパーツをそれぞれ台裂に縫い付けている。金糸・銀糸の並びは一樣ではなく、虎の毛並みやふっくらした肉体を意識して留め付けている。その糸の方向の違いが肉入りの綿と相まって立体感を生み、虎に表情を与え勇ましさ表現されている。金糸・銀糸は、所々酸化が進み黒化している。これは経年劣化によるものか、虎の体表の縞を表すものかわからないが、金糸・銀糸が複雑に並ぶ(図5)。

顔部分は、眉はゴロフクレンと思われる切付に白糸の大針の上刺とし(図6)、目は茶糸で縁取りし綿の肉入りに赤や橙色布で瞳を表す(丸形のガラスが入っていた可能性あり)(図7)。ほほからあごには白桂撚り糸の台付繡、口は茶糸で縁取り舌を赤布で表す。ほほには上刺でひげを数本縫い、墨などの色料で色さしを加えている(図8)。腹は桂撚り糸の台付繡で、糸が豊かな曲線で並び、虎の柔らかな毛並みを表している(図9)。足先は反故と白糸が残っている。

イ. 竹と笹

反故をそれぞれの形にカットして土台とし、緑の桂撚り糸を並べて留め付けてパーツを作り、これを台裂に縫い付ける(図10・11)。竹には黒糸のまつりぬい纏り繡で節や筋を表す。緑色に濃淡があり、青々とした竹や笹を示している(図12・13)。

ウ. 九曜紋と月星紋

月星と九曜を白羅紗の切付で表わす(図14・15)。紋はやや厚みがあるので、和紙などを入れて重厚さを示している。白羅紗の縫い目は細かく丁寧な仕事が行なわれている(図16)。

瑞雲は、黒・紺・茶色などのゴロフクレンと思われる切付で表し、さらに瑞雲の輪郭に沿って金糸の駒掛繡を施している。金糸は2本ずつ、細かい針目の別糸で綴じ付けている(図17・18)。

エ. 岩に砕ける波

岩は、反故や綿を肉にして、その上に緑の濃淡・濃茶・黒と金の桂撚り糸などによりオランダ繡と駒掛繡を併用して表している。肉入りに、岩の凹凸感や陰しさを表す(図19)。岩には白や緑糸の相良繡により、苔が生じている(図20)。

波は、白桂撚り糸・白撚り糸や薄水色撚り糸を駒掛繡で表す(図21・22)。刺繍糸は、色や本数、曲線やループ状に並べるなどの工夫がされ、波の荒々しさが表現されている(図23)。また、金糸や銀糸のオランダ繡により、水しぶきが表されている(図24・25)。水しぶきは大きさを変え、岩や波付近に飛び散るように配され、図柄に躍動感を与えている。

オ. 寒川村氏子中の文字

家紋と同様に白羅紗の切付で表す。文字にもやや厚みがあり、和紙などを入れて重厚さを示している。白羅紗の縫い目は細かく、丁寧な仕事が行なわれている(図26)。

3. 「竹に虎」のモチーフ

「竹に虎」のモチーフは山車幕には好まれ、比較的多く採用されている(静岡県磐田市中泉地区の玉匣社の山車幕¹、半田市の西成岩地区祭礼成石神社日之出車の幕²など)。このモチーフは、古く中国では虎は竹林に棲むとされて意匠化されており、法隆寺にある玉虫厨子の須弥座に描かれる「捨身飼虎図」に見出せる。虎の勇猛さを強調する意味で竹と共に描かれるようである。

「虎」は、十二支の一つでもあり、「百獣の王」と称えられ、他を圧倒する実力ゆえに動物界で覇を唱えている。強者や王者のイメージ、英雄、豪傑のシンボルとして受け取られている。「竹」は、冬も緑を保つ生命力からめでたいものとされている。その美しさを高潔な花として君子に例えた四君子(菊・蘭・竹・梅)や、歳寒三友(松・竹・梅)の一つとして知られる。また、竹の語源は成長が早く「丈」が伸びるところからと言われ、転じて吉祥の意味もあり、竹に雀や竹に虎の模様は古くから親しまれてきた題材の一つである。

以上から、飾り幕の図案に「竹に虎」が採用されたのは、江戸時代末期の祭礼の聞き取り記録に「赤子を一人盛装させて、舟の上に抱いて出る習慣」があったとあり、子供達の健康な成長と子孫繁栄の願いが込められていると考えられる。

4. 「飾り幕」の保存状態

全体に経年劣化が進んでいる。表地と裏地の素材の違いにより表地が縮み裏地が伸びて、衿仕立ての形態をなしていない箇所があるほか、所々に虫害や汚れがある。図柄の刺繍糸のほつれや肉入りの綿が出ている箇所があり、刺繍糸のほつれを留めるなど、現状維持のための修理が必要と考えられる。また、飾り幕を収納するにあたり、筒に巻き、掛軸の太巻のように軸木の径を大きくすることで、幕にかかる負担を軽減させ折れや歪みなどを予防する必要がある。専用の文化財保存用中性紙箱を制作して幕の退色や経年劣化を遅らせ、防虫剤などを入れ虫害を防ぐことが望ましいと考える。

5. 文化財の取扱いについて

「大舟の飾り幕」については、当時の高価な材料を入手して、高度な刺繍技法を駆使して制作されている点、幕裏の由緒書からこの幕の制作経緯や費用の稔出方法および、「嘉永三年(1850)」と制作年代がはっきりわかる点、また幕端には「寒川村氏子中」の文字が刺繍され、それに携わった寒川村の村方三役の姓名や由来が墨書きされている点が稀少である。本資料は、単に祭具というだけではなく、往時の千葉妙見の祭礼や信仰の具体的な姿を伝え、また地域の歴史とも深く結びついた歴史資料として貴重な文化財である。

以上より、本資料は、千葉市域にとって重要かつ文化的な価値を有する文化財であり、千葉市指定文化財の候補としてふさわしいと考える。

¹ 玉匣社の山車幕 <http://www4.tokai.or.jp/naka-izumi/kinensi-maku.htm>

² 半田市 - 愛知県公式 Web サイト <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/232057.pdf>

図版



図1 虎1



図2 虎2



図3 虎3



図4 虎4



図5 虎の毛並み



図6 虎3接写



図7 虎2接写



図8 虎4接写



図9 虎の腹部分



図 10 笹



図 11 竹



図 12 竹の筋



図 13 竹の節



図 14 九曜紋



図 15 月星紋

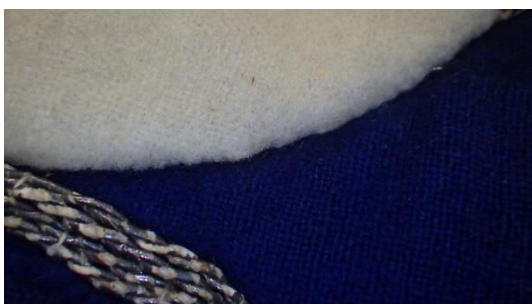


図 16 紋の縫い付け部分



図 17 瑞雲部分接写



図 18 瑞雲の縁取り部分



図 19 岩



図 20 苔接写



図 21 岩に砕ける波



図 22 岩に砕ける波



図 23 波部分

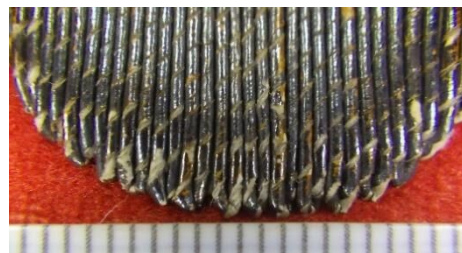


図 24 水しぶき接写



図 31 「寒川村氏子中」文字の切付

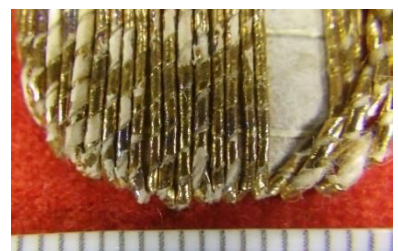


図 25 水しぶき接写

【用語解説】

切付[きりつけ]: 布帛(台裂)の上に別裂の模様の形に切って載せ、周囲を綴じ付ける。一般にアップリケという。祭礼幕の場合は、周囲に撚り金糸などで縁取りすることが多い。

台付繡[だいつけぬい] (肉入繡[にくいりぬい]・オランダ繡): 模様にも重厚感や華やかさ、凹凸などの立体感を出すために、綿や和紙、紙縫いなどを入れ、この上から別裂の模様を載せたり、撚り金糸や糸を模様の面に繡い詰める。オランダ繡は、長い糸渡りを綿や和紙に密着させるため、糊付けしながら糸を折り返していき、さらに細い別糸で目立たないように細かく留め付ける。

駒掛繡[こまがけぬい]: 模様の輪郭など線や面を表現するために、駒という糸巻きに巻いた糸や金糸を裂の上に置き、模様に沿って細い別糸で綴じ付ける。

相良繡[さがらぬい]: 台裂に結び玉を縫い連ね、点や線・面を表す。ヨーロッパの刺繡では、フレンチノット・ステッチという。

上刺[うわざし]: 台裂に刺繡糸や別裂を縫い、その上に菱形や亀甲などの割付模様、花卉や葉脈を加える。虎のひげなど装飾的効果も兼ねている。

桂撚り糸[かつらよりいと]: 太さの異なる糸の太いほうに下撚りをかけ、上撚りは細いほうの糸をたるませて双糸Z撚りとする。撚り糸より、糸の光沢や重厚感がでる。

撚り糸[よりいと]: 最初に下撚りを行い、次にその反対方向に上撚りを行う。二度の撚りを行うことにより、撚りのバランスを整える。紐のようになる。

羅紗[らしゃ]: 厚地の紡毛織物の総称。組織は平織、綾織などあり、縮充や起毛をして仕上げるため表面はフェルト化している。

ゴロフクレン[呉呂服連]: 近世初期以来、オランダ・イギリス船によって舶載された粗末な荒い毛織物。梳毛糸で製織した平織のほか、緯糸を太くしたもの・綾織などで、地合が密で薄手のもの。合羽や羽織、帯に用いた。

参考文献

小澤清男「寒川神社に伝来する『大舟の飾り幕』について」(『研究紀要 第6号』千葉市立郷土博物館 2000年)

岡田宣世「山車飾幕における刺繡表現-半田市祭礼幕を中心として-」(『女子美術大学研究紀要 第31号』女子美術大学 2001年)

『埼玉県指定無形民俗文化財「川越氷川祭りの山車行事」調査報告書・本文編』川越市教育委員会 2003年

小笠原小枝『染と織の鑑賞基礎知識』至文堂 1998年

千教文第 3 7 6 号
令和 6 年 3 月 2 8 日

千葉市文化財保護審議会
会 長 小 関 悠 一 郎 様

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡 克彦

千葉市指定文化財の指定について（諮問）

千葉市文化財保護条例（昭和 3 3 年千葉市条例第 1 8 号）第 6 条の規定に基づき、下記について諮問します。

記

- | | | |
|---|-------------|---------------------|
| 1 | 千葉市指定文化財の指定 | 1 件 |
| 2 | 諮 問 案 件 | 大舟の飾り幕
（有形民俗文化財） |

令和6年3月28日

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡 克彦 様

千葉市文化財保護審議会
会長

小関 悠一郎

千葉市指定文化財の指定について（答申）

令和6年3月28日付5千教文第376号で諮問のあったことにつきまして
は、諮問どおりに決定することが適当と認めます。

